

1 事業名

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

2 事業の概要

嘱託医による新型コロナウイルスワクチンの接種に関する業務については、令和 4 年度末まで実施することとしていたが、令和 5 年度以降も引き続き業務を実施する必要があるため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する嘱託医」の報酬額を削除する改正規定を削る。

3 他自治体の類似する政策等

全国の自治体において、新型コロナウイルスワクチンの接種が実施されている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、予防接種法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

嘱託医報酬 1,032 千円

報酬については、国庫支出金を充てる。

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第24号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

略

第1条 略

第2条 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 嘱託医の項中

「精神保健に関する こと。」	1回	36,000円
新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する こと。」	1回	43,000円

を

「精神保健に関する こと。」	1回	36,000円
-------------------	----	---------

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。